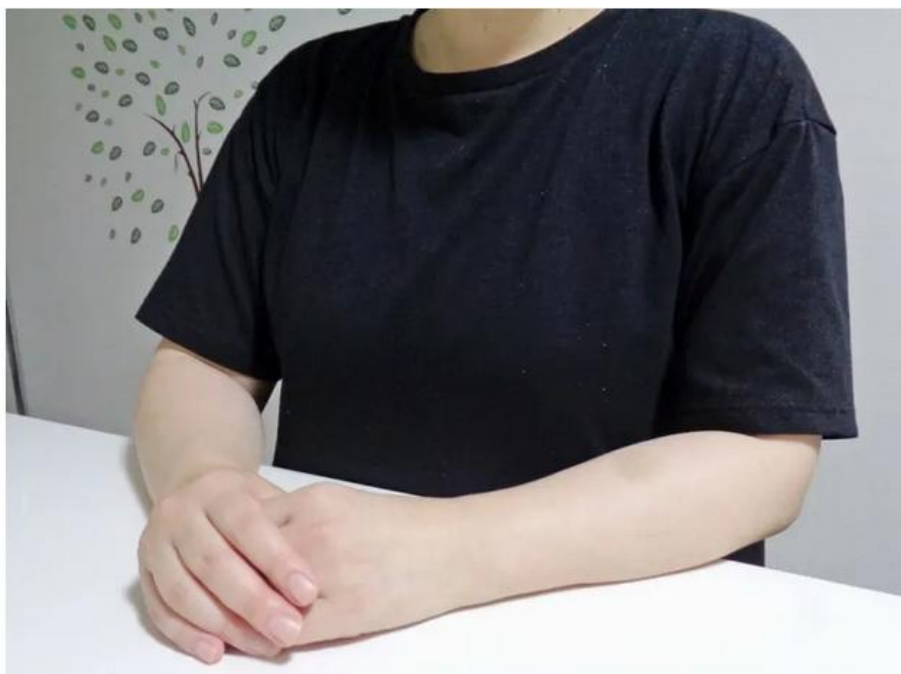


# 「医療費が食い物にされている」 訪問看護師たちのMeToo運動 難病や末期向け老人ホーム、精神科で 「不正、過剰な報酬請求」

2024/10/02 共同通信



パーキンソン病などの難病や末期がんの人を対象にした有料老人ホームで、過剰な訪問看護や不正な診療報酬の請求が相次いで指摘されている。記者が今年1月、精神科の訪問看護について同様の問題を報じて以降、「私の勤務先でも同じことをやっています」「うちの会社とそっくりです」といった声が看護師から続々と届いている。さながら「MeToo運動」のようだ。

## 「PDハウス」に勤務していたときの実態について証言する看護師

会社に情報提供者を特定される「身バレ」の不安を感じながら、それでも看護師たちが内部告発するのはなぜなのか。肉声を聞いてほしい。(共同通信＝市川亨)

## ▽睡眠センサーのチェックだけで…



東京都内にある「PDハウス」の一つ

「こんなことをやっているのかと、カルチャーショックでした」

国の指定難病の一つ、パーキンソン病専門の有料老人ホームを各地で展開する「サンウェルズ」(本社・金沢市)。今年同社に転職した看護師の綿引歩さん(仮名)は、取材にそう話した。

サンウェルズは「PDハウス」という名称で北海道から熊本県まで老人ホームを約40カ所運営。定員は計約2千人。PDはパーキンソン病の英単語の頭文字だ。

社長の苗代亮達氏(51)が若い頃に大病を患ったことをきっかけに、2006年に前身の会社を金沢市で設立。ホームに併設する形で入居者向けに訪問看護と訪問介護のステーションも運営している。

ここ数年で事業を急拡大し、今年3月までの4年間で売上高は約5倍、経常利益は約13倍に増えた。社員は約2700人いる。今年7月には東証プライムに上場。医療・介護業界では注目株の会社だ。

そんな会社で綿引さんが「カルチャーショック」と感じたことは何なのか。

「入居者の睡眠状況を検知するセンサーが各居室に設置されているんですが、夜間にモニターの画面を見て、眠っているのを確認しただけで『2人で訪問看護を約30分した』ことになって、診療報酬を請求しているんです」

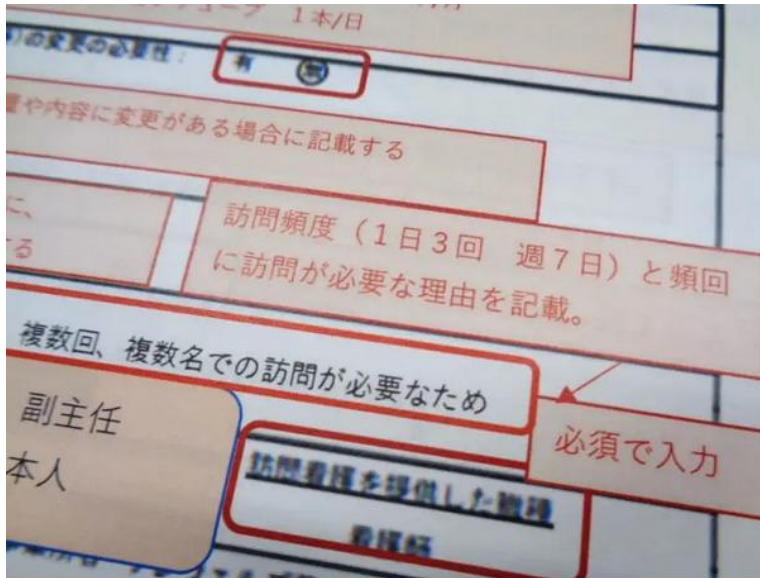
夜間に看護師が居室のドアを開け、数十秒～数分で安否確認した場合でも、やはり2人で約30分訪問したように記録しているのだという。「私が勤務するホームでは、ほとんどの看護師がそうしたことをしている」と綿引さん。

訪問看護は制度上、原則30分以上と定められている。数十秒や数分では報酬は請求できない。虚偽の記録で請求すれば、不正受給に当たる。

## ▽「必須で入力」とマニュアルに

綿引さんが「おかしい」と感じていることがもう一つある。「入居者の症状や必要度に関係なく、1日3回、複数人で訪問することが最初からほぼ決まっているんです」

訪問看護の回数や訪問するスタッフ数は、医師の「訪問看護指示書」に基づき、患者の状態に



応じて看護師が判断するのが本来だ。

共同通信は綿引さんの証言を裏付けるサンウェルズの社内マニュアルを入手した。訪問看護の計画書や報告書の記載フォームに「1日3回」「複数人で訪問」を「必須で入力」などと書いてある。

PDハウスの訪問看護については、綿引さんのほかにも複数の看護師がほぼ同じ内容の証言をしている。その看護師たちは次のように話した。

「1日3回」「複数名での訪問」を「必須で入力」と記したサンウェルズの社内マニュアル

「1日3回」「複数名での訪問」を「必須で入力」と記したサンウェルズの社内マニュアル

「上司に異を唱えても『うちはそれで成り立っているんだから』『社員像にそぐわない』と言われた。後ろめたい気持ちが出て、辞めた」

「会社の利益のために国民の税金や保険料を食い物にしているとしか思えない」

#### ▽会社は「一切ない」と否定

サンウェルズに見解を問うと、不正請求の指摘に対しては「過去に一部職員の知識不足で類似事例があったが、未請求または自主的に返還した」と回答。

訪問回数や複数人での訪問については、要旨として次のように答えた。

「入居者の95%が1日3回以上の訪問看護を受けているが、主治医の指示に基づき適切な訪問計画を立て、入居者や家族の同意を得ている。主治医のほとんどは神経内科の専門医で、指示は専門的知見に裏付けられている。複数人での訪問は入居者の約9割が利用している。パーキンソン病に伴うさまざまな症状で転倒の危険があるため、複数人での訪問が重要と考えている」

共同通信が9月2日に記事を配信した翌日には「(過剰な訪問看護や不正請求といった)事実は一切ない」との声明を発表。同20日には「事実関係や問題の有無を明確にする」として、弁護士らによる特別調査委員会の設置を発表した。

#### ▽「複数人での訪問を100%に」

関西の有料老人ホーム大手「スーパー・コート」(本社・大阪市)についても、現・元社員の看護師たちが話してくれた。

同社はホテルチェーン「スーパーホテル」と同一グループで、関西で老人ホームやパーキンソン

病専門住宅を約50カ所運営。入居者向けの訪問看護ステーションも併設している。

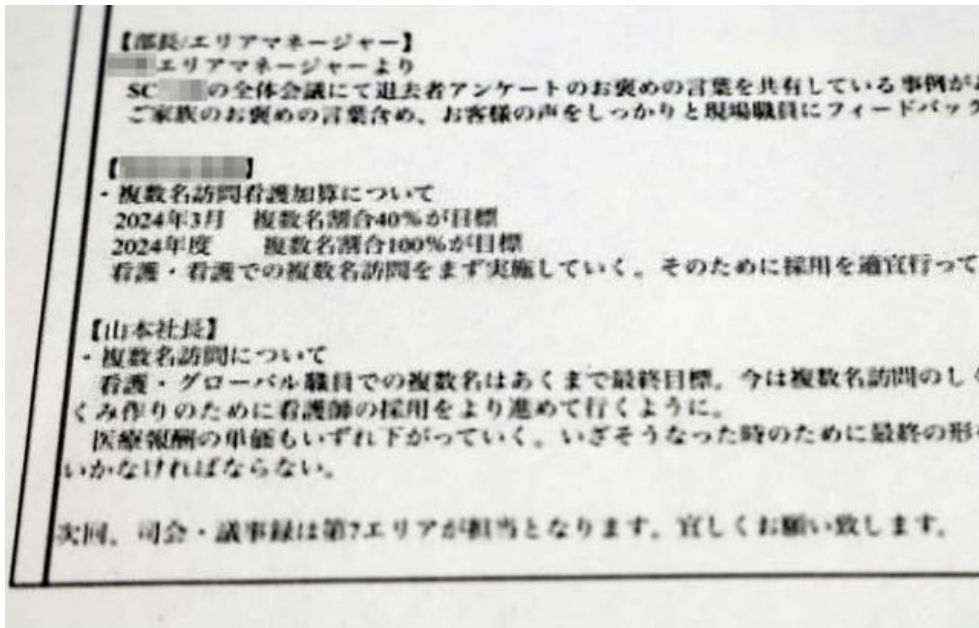
「夜、看護師が1人で入居者さんの部屋へ行き、ドアを少し開けて、眠っていることを確認しただけでも『2人で30分訪問した』ように記録を書いて、報酬を不正請求しています」

スーパー・コートで働く看護師、三好愛菜さん(仮名)はそう話す。PDハウスについて綿引さんが証言したのと同じことが行われているというのだ。

「上司から『1日3回は絶対行って』と言われる。『必要ない人もいます』と言うと、『そこは考え次第だ』とか『会社の命令だから』という答えだった」

共同通信は、同社が今年1月に各ホームの施設長らを集めた会議の議事録を入手した。それによると、役員が2024年度の目標として、複数人での訪問を100%にするよう指示していた。

三好さんはこう話す。「役員が施設長たちに『なんで目標を達成できてへんのや』と圧をかけるの



で、施設長たちはおびえて言いなりになっている」

厚生労働省に見解を尋ねると、こう答えた。「複数人での訪問が必要かどうかは、あくまで患者の状態に応じて判断すべきで、一律に割合を指示するのは不適切だ」

会社側はどう考えているのか。スーパー・コートに取材す

訪問看護について、複数人での訪問を100%にする目標が書かれた「スーパー・コート」の社内会議の議事録(画像の一部を加工しています)

ると、次のように回答した。

「複数人での訪問看護に関する目標値は、必要と思われる入居者に実施できていないケースがあるため、必要な方全てに対応できるようにするためだ。過剰な診療報酬の請求には当たらないと考えている。訪問回数も必要性に応じたものだ」

「不正請求」との指摘に対しては「会社として指示した事実は一切ない。過去に発生した過誤請求については、既に返還した」としている。

### ▽「声を上げないと」

スーパー・コートに勤務していたときの実態について証言する看護師＝7月、大阪市内

記者はこの問題について取材を始めた昨年秋以降、複数の会社の看護師20～30人に話を聞いた。

読者の中には「お金で情報や文書を買っているのだろう」と思う人もいるかもしれないが、金銭のやりとりは一切ない。お金を求められたこともないし、そういう取材はしていない。「どうして話そうと思ってくれたんですか」。そう聞くと、次のような答えが返ってきた。

「『会社に報復されたら、どうしよう』という怖い気持ちはあるけど、このまま野放しにしてはいけないと思う」

「こういうことが行われているとは、国も一般の人たちも知らないのではないか。声を上げないといけないと思った」

「『こんなのは看護じゃない』と思うことをやらされて、悔しい」

## ▽制度の構造的な問題も

何人かは訪問看護の制度に対してもモヤモヤした思いを吐露した。どういうことか。

公的医療保険を使った訪問看護は原則、週3回までと決まっている。だが、難病や末期がんなどの患者の場合は、毎日3回まで診療報酬を受け取れる。複数人で訪問したり、早朝や夜間に行ったりすれば、加算報酬も得られる。

看護師が患者の状態をアセスメント(評価)して必要性を判断するのだが、看護師が「必要ない」と思っても、会社側が「必要だ」と言い張れば、それが報酬目的の過剰な訪問であっても、まかり通ってしまうという構造的な問題がある。線引きは難しいため、行政が「この患者に複数人での訪問は必要ない」などと断定することは事実上、不可能だ。

もう一つの「モヤモヤ」は制度と実態が合っていないということだ。医療保険の訪問看護は原則、30分以上でないと報酬を請求できない。例えば、老人ホームで難病の患者に1回当たり10分ほどで1日10回訪問しても、報酬は一切受け取れないことになっている。



「スーパー・コート」の有料老人ホームの一つ=7月、兵庫県内

実際、看護師たちによると、PDハウスとスーパー・コートどちらでも、報酬を請求できない頻繁な訪問をしているケースがあるという。事業者によっては「報酬を受け取れない訪問をしているのだから、ほかで埋め合わせてもいいのではないか」という心理が働く可能性もあるだろう。

このため、介護業界からは老人ホームの訪問看護の報酬について、実施した分を受け取る現在の「出来高払い」ではなく、一定額の「包括払い」に変更すべきだとの提案も出ている。

## ▽取材後記

不正や過剰な報酬請求が指摘される会社は、総じて看護師の給与が高めだ。病院勤務に比べると負担が重くないこともあって、看護師が転職してくる。

一方で、人手不足に陥っている病院や施設もある。本当に必要なところに看護師が配置されず、過剰な訪問看護をするために人手を集められたら、医療提供態勢全体がいびつになってしまう。

実は、内部告発があっても記事にできているのは一部だけだ。「同じようなことをしている」という情報が他の事業者についても寄せられている。医療は国民の保険料と税金で賄われる「公共財」だ。事業者には、節度のある経営を望みたい。

© 一般社団法人共同通信社

—————\*★\*—————\*★\*—————\*—————\*★\*—————\*—————\*★\*—————\*—————\*★\*—————

## 「紹介してくれたら150万円」

### 老人ホームが入居してほしい高齢者とは

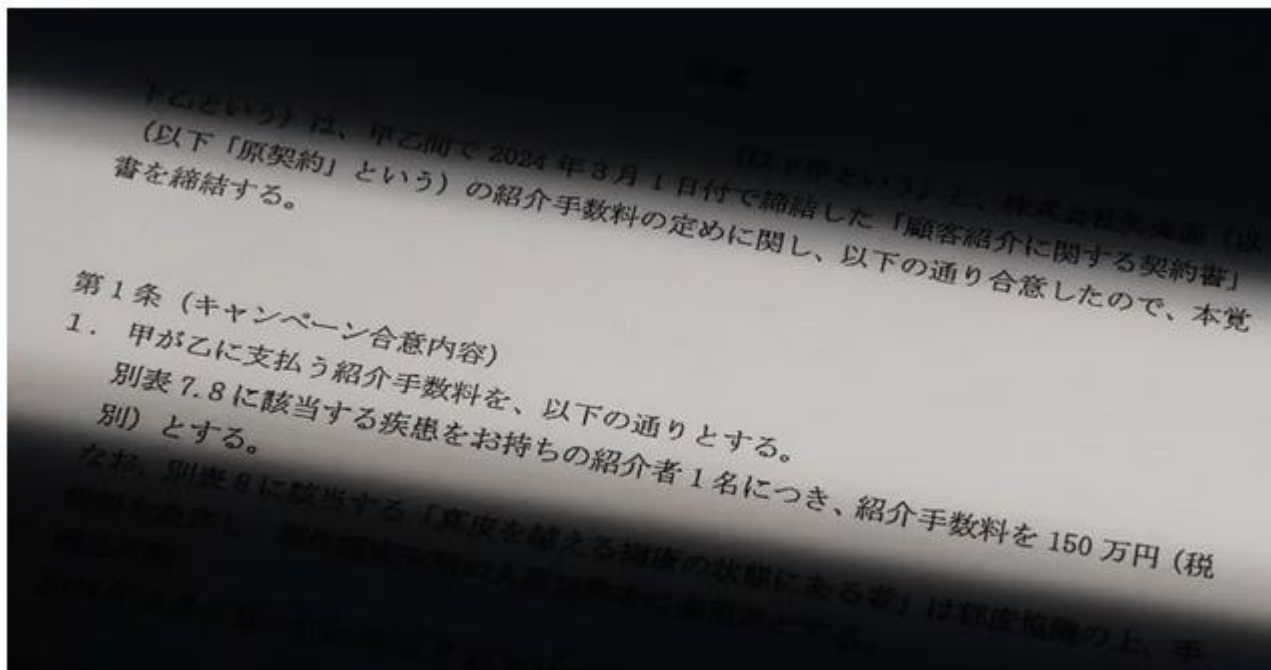
### 過剰な訪問看護で得た診療報酬が原資に…

### 医療費が流出している？

2024/11/20

「親が介護が必要になってきた。老人ホームへの入居を考えているけど、どこのホームがいいのか分からない」。そんな人の相談に乗って老人ホームを紹介する会社が、今や大都市部ではいくつもある。ホーム側にしてみると、空き室はなるべく埋めたい。その場合は紹介会社に多少高いお金を払ってでも、入居者を紹介してほしいという心理が働く。関係者に取材すると、中には老人ホームが紹介料150万円を払ってでも入居してほしい高齢者がいるのだという。業界平均の6倍の金額だ。その高齢者たちにはある共通点があった。(共同通信＝市川亨)

## ▽老人ホームの社長がため息



有料老人ホームが難病などの入居者の紹介料として150万円を紹介会社に支払うとする契約関連の文書

「いや、参りました。東京ではこんなことはない。大阪は異常だ」

複数の地域で有料老人ホームを運営する会社の社長、梅沢浩平さん(仮名)はため息をついた。

大阪府内のホームの入居者について、紹介会社から100万～150万円の料金を提案されたのだという。厚生労働省の2020年度調査では、紹介料の全国平均は1人約23万円だった。150万円となると、6倍強だ。

この紹介会社が同社に「他社の事例」として示した文書には「別表7、8に該当する入居者」との文言がある。これはどういう意味なのか。

## ▽難病などの患者では高い診療報酬が得られる

「別表7、8」とは、訪問看護などで厚労省が定めた疾患や症状の一覧表を指す。末期がんやパーキンソン病、筋萎縮性側索硬化症(ALS)といった難病などが列挙されている。

医療保険を使った訪問看護の頻度は原則週3回と定められているが、別表7、8の患者の場合

は、毎日3回まで診療報酬を請求できる。看護師らの判断で毎回、複数人で訪問することも可能で、加算報酬が得られる。



難病などの人を対象にした「ホスピス型」などと呼ばれる老人ホームでは、多くの運営会社が入居者向けの訪問看護・介護ステーションを併設。大手を含め一部では、訪問看護で不正や過剰な診療報酬の請求が指摘されている。

介護保険サービスもフルに利用してもらえば、入居者1人当たり月100万円以上がホーム運営会社に入るとされる。

つまり通常の高齢者とは違い、別表7、8に当てはまる人の場合は150万円の紹介料を払っても、採算が取れるというわけだ。ただ、医療費が目的外の紹介料として流出している形になる。

### ▽「人身売買みたい」との声も

要介護度が高く難病などの入居者を紹介してくれた場合は、100万円を支払うとする老人ホーム運営会社のチラシ

▽「人身売買みたい」との声も

!介護度が高く難病などの入居者を紹介してくれた場合は、100万円を支払うとする老人ホーム運営会

共同通信は、大阪府内のある老人ホーム運営会社が2022年に紹介会社へ送ったチラシも入手した。要介護度が4、5と重度で訪問看護を毎日3回提供できる難病や末期がんの人については「紹介料を40万円から100万円にアップする」として、入居者を集めていた。

「過剰な訪問看護で稼ぐことが前提で、一部の会社が紹介料の相場をつり上げている」と梅沢さん。

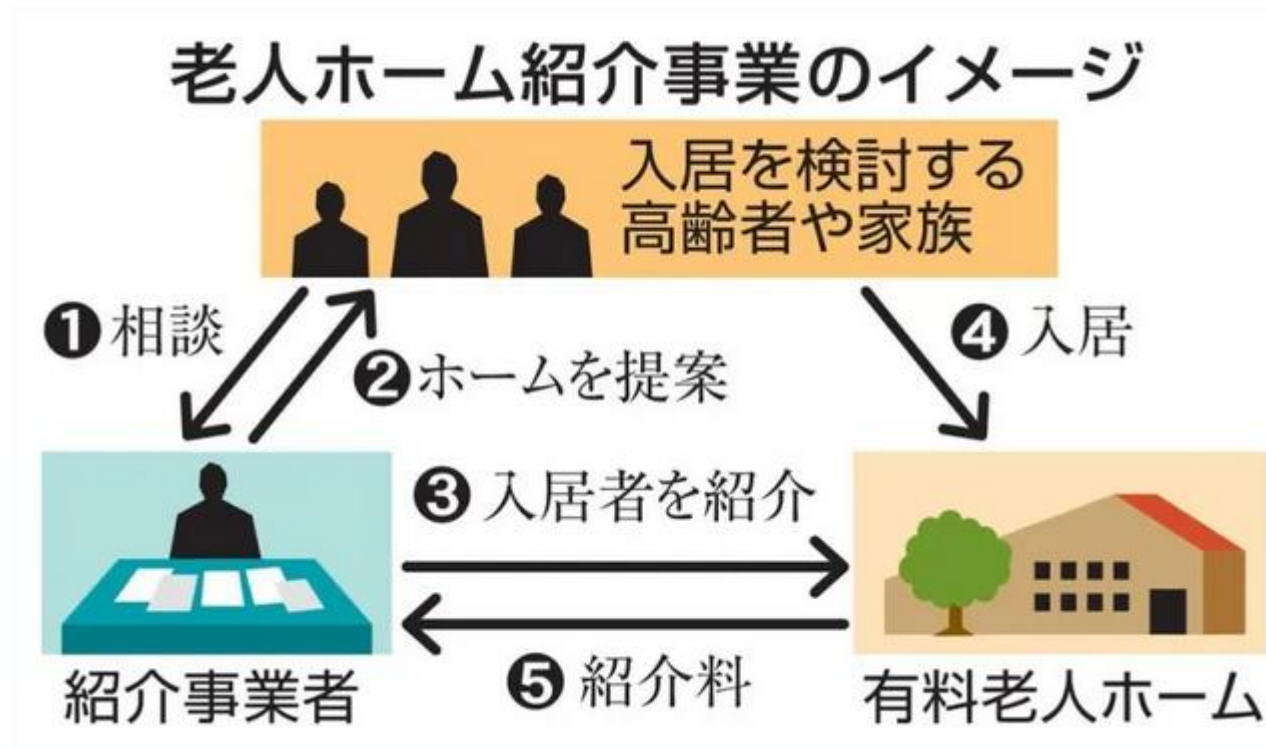
梅沢さんの会社とやりとりした紹介会社取材すると、「150万円以上のケースはごくわずかだ」とした上で「紹介料はホーム側の判断で設定されている」と回答。「ホーム側は空室状態が続くと機会損失が生じるため、できるだけ早く埋めたいという考えが生じる」と指摘した。



ある看護師はこうした状況に「人身売買みたい」と眉をひそめる。

一方、不思議なのは「ここまで紹介料が高騰しているのは大阪など関西だけだ」と関係者が口をそろえることだ。別表7、8の人でも、東京など首都圏の相場は20万～30万円程度だという。なぜ大阪ではそんなことになったのか。

### ▽紹介業には資格や免許は必要ない



それにはまず、老人ホーム紹介事業がどんなものなのか説明が必要だろう。

そもそも老人ホームに入る際、必ずしも紹介会社を通す必要はない。自分で探したり、入院先の病院やケアマネジャーから紹介してもらったりして、入居先を決める人も多い。

特別養護老人ホーム(特養)や介護老人保健施設(老健)は、基本的に紹介会社は使わない。民間の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)が紹介会社の主な対象だ。

ただ、一口に「老人ホーム」「高齢者住宅」と言っても、今やいろいろなタイプがある。「どこを選べばいいのかわからない」という人は多い。そういう人の相談に乗り、適したホームへ橋渡しするのが紹介会社の役割だ。

NPO法人や個人が運営している場合もあり、少なくとも全国に約500の事業者がいる。紹介するのは、それぞれが提携している老人ホームであることが多い。

紹介会社は、1人入居するごとにホーム側から紹介料を受け取る。相談者からは料金を取らないのが一般的だ。老人ホームは厚労省の管轄だが、紹介事業を所管する省庁や法律はなく、必要な免許や資格もない。紹介料の設定は契約に委ねられているため、いくら高額でも違法ではない。

## ▽大阪では入居者を取り合い

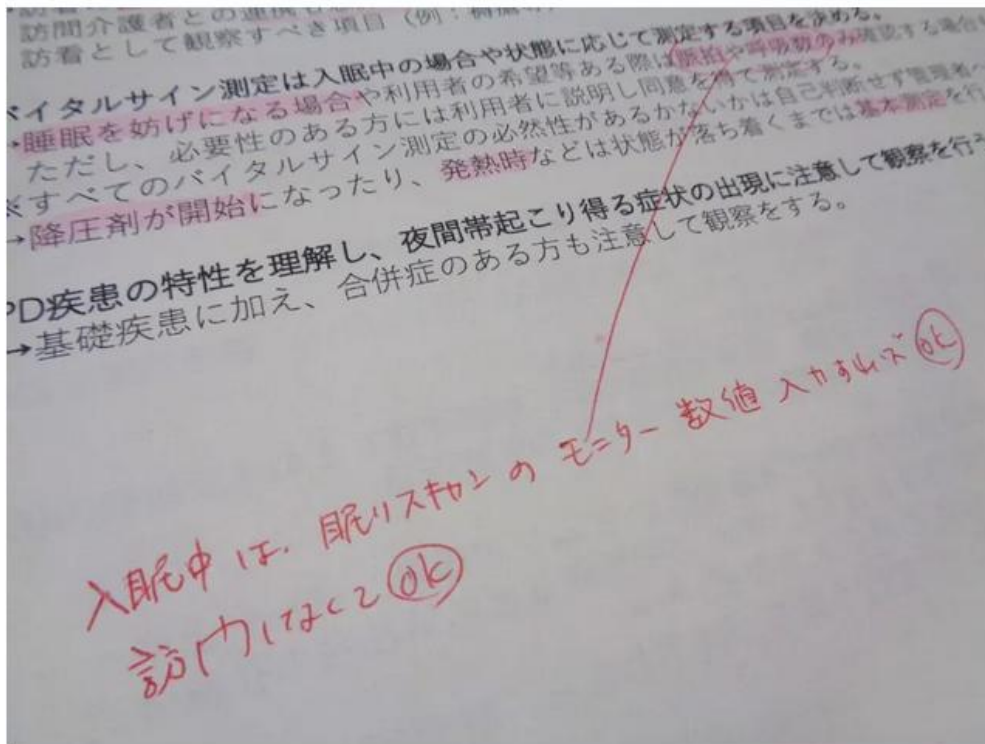
PDハウスの訪問看護について証言した看護師の1人＝9月

では、紹介料の相場はどうやって決まるのか。例えば、その地域の高齢者の人数に対し老人ホームが多ければ、ホーム同士で取り合う形になるので、「高い紹介料を払ってでも入居者を獲得したい」ということになる。

東京都内のある紹介会社は、東京と大阪の紹介料の違いはまさにそこにあると説明する。「東京は入居ニーズがホームの供給を上回っているが、大阪は供給過多。需給バランスの違いがある」と話した。

実際、パーキンソン病専門の有料老人ホーム「PDハウス」で働く関西の看護師は「入居者の取り合いになっている」と証言する。

PDハウスは、金沢市に本社を置く「サンウェルズ」という東証プライム上場企業が運営していて、各地に約40カ所ある。PDハウスを巡っては、共同通信の取材に対し10人以上の看護師らが「入居者向けの訪問看護で不正や過剰な診療報酬の請求をしていた」と証言している。



PDハウスに勤務した看護師が社内の研修を受けた際、マニュアルに記入したメモ。夜間は「訪問しなくてもOK」との説明を受け、センサーのチェックで済ませた場合も「2人で約30分訪問した」と記録していたという

関西の看護師が「取り合い」の相手として名前を挙げたのは、同業の「スーパー・コート」。関西大手の同社でも、複数の現・元社員が過剰な訪問看護や報酬の不正請求を指摘している。

▽厚労省が是正求める通知「過剰な訪問看護は老人ホーム業界のあだ花。高額な紹介料はさらにその上に咲いたあだ花だ」。ある業界

関係者は現状をそう表現する。

難病などの患者ではそれだけ高額な紹介料が得られるため、患者が病院から老人ホームに移る際、さまざまな調整業務を病院に代わって紹介会社が行うケースもあるという。

病院にとっては負担が減るため、退院調整の担当部署が患者に老人ホームを直接紹介するのではなく、「『紹介会社を紹介する』という事態が一部で起きている」。関係者はそう明かす。

老人ホーム運営会社などで作る「高齢者住まい事業者団体連合会」の担当者も、紹介料の高騰を問題視する。

同連合会は、自主的に紹介事業者の届け出公表制度を運営している。担当者は「老人ホームの紹介料は、家賃や食費など入居者が自己負担する居住費用の部分に伴うものだ」と説明。「医療保険で受け取れる報酬額や要介護度に応じて紹介料を設定するのは、社会保障費を充てることになるので不適切だ」と話した。

厚労省は共同通信の報道を受け、同連合会を構成する業界3団体に11月8日、通知を発出。「社会保障費の不適切な費消を助長するような紹介料が設定されないよう」、連合会が定めている紹介事業者の行動指針を年内に見直すことを求めた。

「医療の必要度や要介護度に応じて紹介料を設定してはならない」との考え方も示し、紹介会社に対し指針の順守を徹底するよう要請した。連合会は通知に沿って年内に対応する考えだ。

#### ▽取材後記

入居者の紹介料が100万円や150万円というケースはごく一部だろう。全体的にそうした状況になっているわけではない。多くの紹介会社は適正に運営していると思いたい。ただ、老人ホームにしる紹介会社にしる、競争があるので「他社がこうしているのだから、うちも」ということはあるだろう。

ある看護師はこう言った。「正直者がバカを見るのではなく、まっとうに利用者や社会に貢献しているところが利益を得られるような仕組みになることを願います」。全く同感だ。

© 一般社団法人共同通信社

—————\*★\*—————\*—————\*★\*—————\*—————\*★\*—————\*—————\*★\*—————\*—————\*★\*—————

## 不正・過剰な請求認める

## 老人ホームのサンウェルズ 入居者訪問看護の診療報酬

2025年01月12日

パーキンソン病専門の有料老人ホーム「PDハウス」を各地で約40カ所運営する東証プライム上場の「サンウェルズ」(本社・金沢市)が、入居者への訪問看護で不正や過剰な診療報酬の請求を指摘されていた問題を巡り、昨年末の社内連絡で不正・過剰な請求があったと事実上認めていたことが12日、関係者へ

の取材で分かった。

社内連絡では、今月1日から訪問看護の新たな運用ルールやチェックの仕組みを順次導入することも通知。難病や末期がんの人向けの老人ホームを巡っては、ほかの複数の事業者でも不正・過剰な報酬請求が指摘されている。大手の同社が改善に乗り出したことで他社にも影響を与えそうだ。

同社は昨年9月、共同通信がこの問題を報じた際「不正や過剰は一切ない」と否定したが、その後、弁護士らによる調査委員会を設置。今回、取材に対し「調査中の内容と関連する事項が含まれており、現時点では関係者に正確な情報提供ができかねる。調査に影響を及ぼす可能性もあることから、回答は差し控える」としている。

同社の訪問看護を巡っては、①入居者が眠っているのを看護師1人が数十秒～数分で確認した場合や、睡眠状況のセンサーの画面を事務室で見ただけの場合でも、2人で約30分訪問したように記録②報酬を請求できる上限である1日3回、2人で訪問することをほぼ一律に設定—していたと複数の看護師が取材に証言していた。

新たな運用ルールでは、「今後は実際にかかった時間を記録」「30分に到底及ばない睡眠確認や巡視などの短時間訪問では報酬を請求しない」などと従来の手法を変更。チェックの仕組みとして「毎月、不正や疑問点について全職員にアンケートを実施」「居室のカメラ映像と訪問看護の記録を一定数、毎月突き合わせる」などとしている。

同社は社内連絡の中で「これまで社の業務設計や管理体制・チェック体制に改善の必要があったこと、深くおわび申し上げます」と問題点があったことを認め、謝罪。「職員が胸を張って働いていけるよう課題と向き合い、業務改善に着手する」などとしている。

サンウェルズ 社長の苗代亮達(なわしろ・りょうたつ)氏(51)が若い頃に大病を患ったことをきっかけに、2006年に前身の介護会社を金沢市で設立。パーキンソン病専門の有料老人ホーム「PDハウス」を北海道から熊本まで14都道府県で約40カ所(定員計約2千人)運営する。入居者向けの訪問看護・訪問介護ステーションもある。「PD」はパーキンソン病の英語の頭文字。ここ数年で事業を急拡大し、2024年7月に東証プライムに上場した。社員数は同年6月現在、約2700人。

# 急成長モデルにブレーキか

## 難病・末期向け老人ホーム

難病の一つパーキンソン病専門の有料老人ホームを展開する大手の「サンウェルズ」が、不正・過剰な診療報酬の請求を事実上認め、運営の見直しに踏み切った。同様に難病や末期がんの人向けの老人ホームを運営する会社は多くが近年、規模を拡大している。サンウェルズが急成長を遂げた要因として不正や過剰な報酬請求が浮かび上がったことで、他の一部の会社でも拡大路線にブレーキがかかる可能性がありそうだ。

難病や末期がんの人を対象にした老人ホームは「ホスピス型住宅」などと呼ばれる。高齢化に伴う多死社会の到来や、入院期間の短縮を促す国の政策を受け、ニーズが増えたことで各地に開設が相次いでいる。

サンウェルズもここ数年でホーム数を急速に増やし、昨年までの4年間で売上高は約5倍、経常利益は約13倍に増えた。

一方、難病や末期がんの場合、通常の訪問看護と違って多額の診療報酬を得ることが可能で、ビジネスモデルのようにになっていることが問題視されていた。共同通信の取材では、関西大手の「スーパー・コート」など複数の会社で不正・過剰な報酬請求があることを看護師らが証言している。

サンウェルズは昨年9月、共同通信の報道を受け、弁護士らによる調査委員会を設置。来月7日に報告書がまとまる見通しだ。厚生労働省は2026年度の診療報酬改定で訪問看護の見直しを図る考えで、今年秋以降に中央社会保険医療協議会で議論が本格化するとみられる。